

国保  
後期

加入中の

被用者

の方へ



新型コロナウイルス感染症に  
感染又は感染が疑われる方が  
療養のため仕事を休んだとき  
**傷病手当金**  
制度があります

### 手当金を受けるには

**1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと**

帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。  
感染が疑われる場合、まずは「帰国者・接触者相談センター（留萌保健所内）」へ  
ご連絡ください。

**2. 4日以上休んでいること**

**3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと**

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、  
その差額が支給されます。

支給額

直近の継続した3月間の  
給与収入の合計額  
÷  
就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

裏面もご覧ください 

## 傷病手当金を申請するには

### ① 国保または後期の「傷病手当金支給申請書」を4種類ご用意ください

#### ●世帯主記入用(後期の方は被保険者記入用①)

国民健康保険の方は世帯主へ、後期高齢者医療保険の方は本人へ、銀行振込により支給されます。それ以外の方が受領する場合、委任が必要です。

#### ●被保険者記入用(後期の方は被保険者記入用②)

帰国者・接触者外来を受診できなかった場合、「医療機関記入用」の申請書の代わりに、こちらに事業主の方の証明が必要です

#### ●事業主記入用

直近3ヶ月間において、複数の事業所に勤務していた方が、それぞれの**事業主での就労ごとに申請する場合、各事業主において申請書を作成ください。**

#### ●医療機関記入用

### ② 羽幌町福祉課国保医療年金係へご連絡下さい

用意できた「上記①の申請書」の提出方法は個別に対応します。

### ③ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給が決定した場合は国民健康保険の方は羽幌町から、後期高齢者医療保険の方は北海道後期高齢者広域連合から支給額・振込日が記載された通知書をお送りします。

**Q.** 仕事を休んだその日から支給の対象となるの？

**A.** 「仕事を休んだ日(もともとの休みは除く)」から数えて、3日経過した後の次の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。「もともと勤務の予定がなかった日」は、その2日目、3日目のうちに含めて数えます。

**Q.** 対象となる期間は？

**A.** 令和2年1月1日～9月30日の間です。  
ただし、入院が継続するときは最長1年6月までです。

**Q.** 申請書はどこでもらえるの？

**A.** 羽幌町福祉課国保医療年金係へご連絡下さい。

**お問い合わせ先**

羽幌町 福祉課 国保医療年金係  
電話 0164-68-7004